

令和2年6月16日
おいらせ町新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の取り扱いにおける対策について

【イベント等の取り扱いについて】

1. 対策内容

新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針（令和2年5月27日変更）を踏まえた町方針の取り扱いを決定する。

1) 令和2年5月8日決定の対策による、中止・延期（要請）イベント等
令和2年5月8日決定のとおり取り扱う。

2) 上記対策の対象外イベント等

引き続き、令和2年3月27日決定の対策に基づき取り扱う。なお、実施に当たっては、屋内の場合は収容率50%以内、屋外の場合は十分な間隔（2m）を確保する。